

ID: 112

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	グループ利用の取下げの承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立児童館条例施行規則 第7条の5		
例 規 番 号	平成22年規則第17号		
【根拠条文】 (グループ利用の取下げ) 第7条の5 前条の規定によりグループ利用を承認された登録グループ(以下「承認グループ」という。)がグループ利用の申請を取り下げる場合は、予約システムによりグループ利用の申請の取下げの手続を行うものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日